

令和6年度 児童朝会 (講話85)

令和6年10月28日【のりもの1】
おはようございます。

金木犀が2回目の花を咲かせています。良い香りですね。

まずは先週のお題から。この募金箱のように、トラなど動物の絶滅を防ぐためには、どんなアイデアがありますか、でした。今回もたくさんのお友だちが回答してくれました。ありがとうございました。森を守る、木を伐り過ぎないなど素敵な答えがたくさんありました。すばらしいですね。

さて、今週からの話題は乗り物です。皆さんは、どんな乗り物を知っていますか？自動車、電車、船、飛行機などがよく知っている乗り物ですね。

では、ここからはのりものクイズです！①馬がひくのりものは？ そう馬車です。②同じところに戻ってきます。好きな人と嫌いな人がいます。これはジェットコースターです。③公園にある乗り物。ブランコなどですね。④学校にある乗り物は？エレベーターが代表的ですね。⑤人がかつぐのりものは？籠などです。⑥みんなが気軽に乗れる、ペダルを踏むと前に進むのりものは？ そう、自転車です。

実は、この自転車11月からルールが少し変わるので知っていますか？ 113このルールになり、大きな変更としては自転車の違反でも罰金を払わないといけなくなりました。例えば、①この絵では自転車が2台並んで走ってるよ。これは並走違反となり、5000円の罰金です。②この絵では道

の右側と左側を自転車が走っています。どちらが違反しているでしょうか？実は自転車は原則左側通行なのです。罰金が大きく約5000円か懲役3カ月の罰則となります。③とまれの指示を無視すると、一時停止違反となり5000円の罰金です。④歩行者の多いところで、徐行をしないと6000円の罰金です。⑤この違反はわかりますか？そう信号無視ですね。これも6000円の罰金です。⑥これはどこが違反かな？そうスマホを見ながら運転する「ながら運転」ですね。これは大変危ないので、30万円の罰金か1年の懲役です。

なお、罰金は16歳以上の違反者にかかるのですが、小学生だからといつても、違反は違反です。しっかりルールを守って自転車を使ってくださいね。またルール、法律は知らない、習ってないではすまされませんので、このところも注意をしてください。

では、今週のお題①なぜ自転車に関するルールはこんなに多いのでしょうか？ ②みんなの好きな乗り物は何ですか？ 以上2つがお題です。もしよかったら、校長室前のボードに書きにきてください。以上で校長先生のお話を終わります。今日も最後まで聞いていただき、ありがとうございました。